

令和 7 年度

東北農政局秋田市庁舎屋上塔屋改修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局

第1章 総 則

東北農政局秋田市庁舎屋上塔屋改修工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）及び同「公共建築改修工事標準仕様書」（以下「改修標準仕様書」という。）に基づいて実施する。

標準仕様書及び改修標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、東北農政局秋田市庁舎の屋上塔屋が経年劣化したので改修を行うものである。

2. 工事場所

秋田県秋田市山王 7－1－5

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

（1）屋上塔屋改修

- | | |
|-----------|-----|
| 1）塔屋換気室改修 | 1 式 |
| 2）塔屋階段室改修 | 1 式 |

4. 工事数量

別紙工事数量表のとおりである。

第3章 施工条件

1. 作業時間の制限

本工事の作業時間は、秋田市庁舎の開庁時間内（8時30分～17時15分）に、庁舎管理者が作業場所の解錠を行った後とする。

2. 工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯

- | | |
|----------------|---|
| （1）工事を施工しない日 | 原則、土曜日、日曜日、祝日、年末・年始休暇。ただし、発注者と受注者の間で協議の上、別に定める場合はこの限りでない。 |
| （2）工事を施工しない時間帯 | 平日の午後5時から午前8時まで。ただし、発注者と受注者の間で協議の上、別に定める場合はこの限りでない。 |

3. 工事期間

本工事の作業着手は速やかに行うものとし、その詳細について監督職員と打合せるものとする。

4. 工事用電力及び用水

本工事に必要な電力（作業場所の照明及びコンセント）及び用水（便所及び手洗い）

は、庁舎の施設を無償で利用できるものとする。

第4章 現場条件

関連機関との調整

本工事の施工に際しては、施設管理者及び関係者とのトラブルを生じないよう、十分に連絡調整を行わなければならない。

第5章 工事用材料

1. 見本又は資料提出

本工事で使用する工事用材料は、使用前に試験成績書、品質証明書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

また、外壁の色は、既設色と同系色とする。

2. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、改修標準仕様書及び設計図書による。

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材料名	検査・試験項目	備考
塗装材	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。
防水材	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。
補修材	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。

第6章 施工

1. 一般事項

(1) 本施工に当たっては、関係諸法令を遵守するものとする。

(2) 施工に先立ち、工事工程表及びその補足として週間工程表を作成し、監督職員に提出するものとする。

(3) 施工に先立ち、作業日毎に入場作業員名簿及び庁舎敷地に駐車する車両番号と台数を、監督職員に提出するものとする。なお、極力減車に協力するものとする。

(4) 作業実施に当たっては、必要な養生を行うものとする。また、庁舎内の作業終了後は、その都度清掃及び後片付けを行うものとする。

(5) 工事施工に当たっては、庁舎施設・備品等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。なお、受注者の責により損傷を与えた場合は、速やかに復旧するものとする。

(6) 本工事の施工上の収まり又は取り合い等の関係で、工法等を変更する必要が生じた場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

(7) 公共道路の使用に当たっては、地域住民及び一般車両の通行を優先し、通行に支障を及ぼさないよう受注者において事故防止に努めなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、受注者の責により当該道路に損傷を与えた場合は、速やかに関係者と協議の上、受注者の責任により復旧するものとする。

(8) 工事用車両による公共道路の路面汚濁の防止及び、路面清掃等の維持管理を行うものとする。

(9) 工事車両の庁舎敷地内資材搬入出時等の走行に当たっては、職員及び来訪者との交通事故の防止に努めなければならない。

(10) 工事施工に当たり、作業現場は無人となっているが、それ以外は職員が通常業務を行っているため、騒音、振動、粉塵等の対策について十分に配慮し、職員等との協調を図り、工事の円滑な進捗と事故防止に努めなければならない。

(11) 作業完了後は完成届を提出すること。また、作業前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、併せて1部提出すること。

(12) 発注者は(11)の完成届の提出を受理した日から14日以内に検査を行うものとし、受注者はこの検査に合格した後、支払請求書により請求を行うものとする。なお、発注者は受注者に対して、支払請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

2. 建設資材廃棄物等の搬出

工事施工に伴う建設資材廃棄物は、関係法令に従い適切に搬出処理するものとする。搬出処理後は、マニフェストを監督職員に提出するものとする。

建設資材 廃棄物	処 理 施設名	住 所	受け入れ 時 間	事業区分
コンクリート殻、く ず（無筋）	千秋リサイクルセ ンター	秋田市新屋天秤野1-5	午前8時～ 午後5時	再資源化
金属くず	㈱東環	秋田市金足黒川字黒川 山1-81	午前8時～ 午後5時	再資源化
廃プラスチック	㈱東環	秋田市金足黒川字黒川 山1-81	午前8時～ 午後5時	再資源化
石綿含有建材、製品 （非飛散性成形板） レベル3	秋田県環境保全セ ンター	大仙市協和上淀川字雨 池沢45	午前8時～ 午後5時	再資源化

3. 現場発生材

(1) 現場発生材の保管

本工事において発生する有価撤去材については、発注者が別途売り払いを予定しているため、別途監督職員の指示する場所へ整然と仮置きするものとする。なお、搬出後に標準仕様書第1編第3節1. 3. 1. 1及び改修標準仕様

書第1章第3節1.3.12に基づき、数量、重量及び写真等を記録したうえ、工事現場発生材報告書を監督職員へ報告及び引き渡しを行うものとする。

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 補修工

(1) 補修工

補修工の施工に先立ち、施工計画書を提出し監督職員の承認を得るものとする。

(2) 補修工の施工範囲

補修範囲は、各補修の位置及び範囲を確認する。ひび割れ、侵入水、剥落等の劣化が確認された場合は、図面に追補するとともに写真等を記録するものとする。併せて、監督職員立会の上、補修の対象とするか否かについて協議するものとする。

(3) 養生

粉塵の飛散又は施工範囲外の損傷等を防止するため、適切な方法で養生を行うものとする。

6. アスベストの撤去及び処理

施工に先立ち、本工事の建屋に含むアスベスト（石綿）の調査を行い、塗装の撤去方法は、関係法令の他、「農業農村整備事業におけるアスベスト（石綿）対応マニュアル」に基づき適切な処理を行い、処理施設へ搬出するものとする。

7. 鉛等を含む塗膜の撤去及び処理

塗装の撤去方法は、関係法令の他、「土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）

改訂第2版」（平成29年3月 国立研究開発法人土木研究所）に基づき適切な処理を行い、処理施設へ搬出するものとする。

第7章 工事現場管理

1. 主任技術者の資格

主任技術者の資格は、1級建築工事施工管理技士又は2級建築工事施工管理技士もしくは同等の能力を有するものとする。

なお、同等以上の資格を有する者とは、次の者とする。

- ・1級建築士又は2級建築士の資格を有する者

2. 施工管理及び品質管理

施工管理及び品質管理は、標準仕様書及び改修標準仕様書によるものとする。

第8章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1. 施工上の収まり又は取り合い等の関係で工法等に変更が生じた場合
2. 撤去等の状況により細部改修内容に変更が生じた場合
3. 休日作業の必要が生じた場合
4. 建設資材廃棄物等の搬出場所及び数量等に変更が生じた場合
(受注者の責によらない)
5. 交通誘導警備員Bを配置する必要が生じた場合
6. 工事数量の精査により変更が生じた場合
7. 設計変更に必要な調査、設計、図面作成、数量算出を監督職員が指示した場合
8. 第三者との協議により変更が生じた場合
9. その他発注者及び受注者協議の上、必要と認めた場合

第9章 その他

1. 工事完成図書は、標準仕様書1章7節及び改修標準仕様書1章9節に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成時の提出図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部
- ・工事完成時の提出図書 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。

週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は（3）及び（4）に規定する義務を負わない。

- (2) 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- ① 「週休2日」とは、対象期間において、工期中の全ての週における週休2日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施

している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

④ 現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

(4) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

(5) 予定価格のもととなる当初積算においては、工期中の全ての週における週休2日以上を前提に、下表に示す補正係数を労務に乗じている。

補正対象	全ての週で2日以上	全ての月で4週8休以上	全体で4週8休以上
労務費	補正係数 1.02	補正係数 1.02	補正係数 1.00

(6) 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、上記に示す現場閉所率に応じた補正係数を用いて労務費を補正し、請負代金を減額変更する。

3. 熱中症対策に係る費用の計上

本工事は、次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ、設計変更により対応する試行工事である。

(1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）

(2) ドライミスト

(3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

第10章 定めなき事項

1. 契約書、設計図書及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

2. この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

令和 7 年度 東北農政局秋田市庁舎屋上塔屋改修工事				
工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	備 考
1) 塔屋換気室				
仮設工事				
作業用足場	桝組本足場・先行手摺	m ²	148	
作業用メッシュシート		m ²	148	
昇降用階段		箇所	1	
資材荷揚げ・荷下ろし	25tラフテレーンクレーン	日	2	
足場資材運搬		m ²	148	
防水工事				
既存笠木取外・再設置		m	17.20	
既存防水シート撤去	アスベストレベル3 避雷針基礎立上部含む	m ²	25.70	
既存防水シート袋詰め	二重梱包	m ²	25.70	
既存躯体ケレン	避雷針基礎立上部含む	m ²	25.70	
防水シート施工面補修	樹脂モルタル	m ²	25.70	
防水シート平場部	機械的固定工法 NBP-210仕様程度	m ²	17.50	
防水シート立上部	接着工法 NBP-210仕様程度	m ²	8.20	
避雷針基礎立上部押金物撤去		m	3.20	
避雷針基礎立上部押金物新設	アルミアングルTF-4程度	m	3.20	
横引改修用ドレン		箇所	2	
アンテナ基礎天端 ウレタン塗装	600×600ウレタン防水X-1	箇所	2	
取合部シーリング	アンテナ他	式	1	

工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	備 考
発生材積込	既存防水シート等	m ³	0.077	
発生材運搬	アスベスト・非飛散性	m ³	0.077	
発生材処分	アスベスト・非飛散性	m ³	0.077	
外壁面工事				
外壁調査	換気室外壁補修箇所確認調査	m ²	90.00	
外壁欠損部・粉塵飛散抑制剤吹付	アスベストレベル3 吹付材除去箇所	箇所	8.00	
外壁欠損部・既存塗膜除去	アスベストレベル3 部分養生・木製枠箱	箇所	8.00	
外壁欠損部補修	リフリート工法	箇所	8.00	
外壁クラック部・粉塵飛散抑制剤吹付	アスベストレベル3 吹付材除去箇所	m	5.50	
外壁クラック部・既存塗膜除去	アスベストレベル3 部分養生・木製枠箱	m	5.50	
外壁クラック部補修	Uカットシール工法	m	5.50	
廃石綿袋詰め	アスベストレベル3	式	1.00	防水シートに含む
開口部シーリング打替	MS-2	m	20.00	
既存ドレン管塗装ケレン		m	9.00	
ドレン管再塗装		m	9.00	
出入口SD塗装	ケレン・錆止め・ウレタン塗装	m ²	6.20	
金物工事				
既存昇降梯子撤去		式	1.00	既存TVアンテナ共
新規昇降梯子	H=6000	式	1.00	
新規昇降梯子組立取付	6段×2列=12箇所 ケミカルアンカー固定	式	1.00	
既存ドレン管支持金物撤去		箇所	4.00	

工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	備 考
新規ドレン管支持金物設置	ケミカルアンカー固定	箇所	4.00	
発生材積込	既存昇降梯子等	m ³	2.000	
発生材運搬(金属屑)	既存昇降梯子等	m ³	2.000	
発生材処分(金属屑)	既存昇降梯子等	m ³	2.000	
建具工事				
養生		式	1.00	
既存建具撤去		式	1.00	
新規建具カバー工法	片流れガラリ 開口率35～40% W690×H1260額縁共	箇所	2.00	
外部フード(雨除け)	SUS製 W740×H655×D600	箇所	2.00	
新規建具等取付		式	1.00	
建具取合部シーリング		式	1.00	
建具運搬		式	1.00	
現地調査・設計	雨除けフードの規模・位置等の設計	式	1.00	
換気室ダクト				
ガラリチャンバー	高圧排煙仕様 W700×H1300×D120×t1.2mm	個	2.00	
ダクト短管	高圧排煙仕様 W590×H530×D120×t0.8mm	個	1.00	
ダクト短管	低圧ダクト仕様 W400×H400×D150×t0.5mm	個	1.00	
既存ガラリ チャンバー撤去	短管ダクト共	箇所	2.00	
ガラリ チャンバー取付	短管ダクト共	箇所	2.00	
壁アンカー打込固定		式	1.00	
ダクト壁取合シーリング		箇所	2.00	材工共

工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	備 考
消耗品雑材料		式	1.00	
2) 塔屋階段室				
仮設工事				
作業用足場(屋上面)	枠組足場・先行手摺	m ²	71.50	
作業用足場(パラペット面)	ブラケット足場	m ²	44.50	
作業用メッシュシート		m ²	116.00	
昇降用階段		箇所	1	
資材荷揚げ・荷下ろし	25tラフテレーンクレーン	日	2	
足場資材運搬		m ²	116	
防水工事				
既存笠木取外・再設置		m	17.10	
既存防水シート撤去		m ²	27.30	
既存防水シート袋詰め	二重梱包	m ²	27.30	
既存躯体ケレン	立上部含む	m ²	27.30	
防水シート施工面補修	樹脂モルタル	m ²	27.30	
防水シート平場部	機械的固定工法 NBP-210仕様程度	m ²	15.30	
防水シート立上部	接着工法 NBP-210仕様程度	m ²	12.00	
横引改修用ドレン		箇所	2	
発生材積込	既存防水シート等	m ³	0.082	
発生材運搬	アスベスト・非飛散性	m ³	0.082	
発生材処分	アスベスト・非飛散性	m ³	0.082	

工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	備 考
外壁面工事				
外壁調査	階段室外壁補修箇所確認調査	m ²	64.00	
外壁欠損部・粉塵飛散抑制剤吹付	アスベストレベル3 吹付材除去箇所	箇所	18.00	
外壁欠損部・既存塗膜除去	アスベストレベル3 部分養生・木製枠箱	箇所	18.00	
外壁欠損部補修	リフリート工法	箇所	18.00	
外壁クラック部・粉塵飛散抑制剤吹付	アスベストレベル3 吹付材除去箇所	m	1.00	
外壁クラック部・既存塗膜除去	アスベストレベル3 部分養生・木製枠箱	m	1.00	
外壁クラック部補修	Uカットシール工法	m	1.00	
廃石綿袋詰め	アスベストレベル3	式	1.00	防水シートに含む
開口部シーリング打替	MS-2	m	13.00	
既存ドレン管塗装ケレン		m	5.00	
ドレン管再塗装		m	5.00	
出入口SD塗装	ケレン・錆止め・ウレタン塗装	m ²	3.50	
金物工事				
既存昇降梯子撤去		式	1.00	
新規昇降梯子	H=4050	式	1.00	
新規昇降梯子組立取付	4段×2列＝8箇所 ケミカルアンカー固定	式	1.00	
既存ドレン管支持金物撤去		箇所	4.00	
新規ドレン管支持金物設置	ケミカルアンカー固定	箇所	4.00	
発生材積込	既存昇降梯子等	m ³	1.300	
発生材運搬(金属屑)	既存昇降梯子等	m ³	1.300	
発生材処分(金属屑)	既存昇降梯子等	m ³	1.300	

